

事務連絡
令和7年7月30日

身体障害者用物品販売事業者 各位

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）」の別表に掲げる物品の指定について

平素より障害保健福祉行政に御理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、標記の告示第1項第21号、第28号の3、第28号の7、第29号、第29号の2、第33号、第33号の2、第35号及び第36号の各号に規定される、別表に掲げる製品について、新規指定、継続指定又は指定解除を希望される場合は、下記のとおり申請していただきますようお願いいたします。

なお、製品によっては、申請受付後に、製品内容を把握するための個別ヒアリングを行う場合がありますことを申し添えます。

申請の結果については、告示の発出（令和8年3月予定）をもってかえさせていただきます。

記

1. 申請期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）（必着※）

※期限後の受付は一切行いませんので、ご了承ください。

2. 提出方法

別添1を熟読の上、申請区分ごとに必要な書類を指定の方法にて提出してください。

3. 提出先

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
障害者支援機器係

4. 留意事項

（1）共通事項・その他

① **告示に掲載される製品名については、すべて全角表記となります。**したがって、実際の製品名と告示掲載の製品名に全角・半角の相違が発生しますが、非課税として販売する際の運用には差し支えありませんので何卒ご了承ください。

② 申請書の「製品の分類」欄には、告示に掲載された物品分類名（以下9項目）を、該当がない場合は「その他」と記載してください。

- ・別表第1 視覚障害者用ポータブルレコーダー（第21号関係）
- ・別表第2 視覚障害者用読書器（第28号の3関係）

- ・別表第2の2 視覚障害者用音声ICタグレコーダー(第28号の7関係)
- ・別表第3 聴覚障害者用屋内信号装置(第29号関係)
- ・別表第3の2 聴覚障害者用情報受信装置(第29号の2関係)
- ・別表第4 重度障害者用意思伝達装置(第33号関係)
- ・別表第5 携帯用会話補助装置(第33号の2関係)
- ・別表第6 福祉電話器(第35号関係)
- ・別表第7 視覚障害者用ワードプロセッサ(第36号関係)

③ 指定を希望する製品のカタログには、以下に掲げる情報を必ず掲載してください。

- ・ 日本語による解説
- ・ 販売元(本社及び支店の名称、住所及び連絡先)
- ・ 製品の写真(外観がわかりにくい場合は、前後上下の四方向から撮影した写真を添付すること)
- ・ 製品の仕様
- ・ 付属品の有無
- ・ 販売価格

④ 輸入品の場合、輸入元及び販売元の事業者(名称、連絡先)をカタログに明記してください。

⑤ 取扱説明書は、必ず日本語で書かれたものを添付してください。

⑥ 既に告示に掲載されている場合でも、継続申請を行わなければ、自動的に指定を解除することとなりますのでご注意ください。

⑦ 登記簿謄本に記載の所在地と提出書類【様式第1～5号】の所在地は、同一となるよう正確な所在地を記載してください。

⑧ 提出書類は、1年間保管してください。

(2) 新規指定申請について

① 告示改正前に非課税扱いとすることは厳禁です。

② 新規指定申請を行うにあたっては、販売計画及び販売見込み等を精査し、申請後、すぐに指定解除の申請を行うことのないように留意してください。

③ 申請時点において販売されている物品が申請対象となります。申請時に販売されていない物品については申請できません。

(3) 継続指定申請について(メール申請)

① 令和6年度指定時の製品内容と現在販売している製品内容の相違点を確認します。このため、変更がある場合は、今年度申請時点の最新のカタログ及び令和6年度指定当時と現在の仕様を比較した表(仕様比較表)を提出してください。

② 仕様比較表には、以下の事項を記載してください。

- ・ 基礎項目(製品名、型番、製品指定日、新規指定当時の価格(非課税)、今回申請時点での価格(非課税)、幅×奥行×高さ、質量等)
- ・ 製品の機能

・非課税対象の範囲（付属品の明示）

- ③ 製品名・構造・機能等、構成内容の変更がある場合は新規申請が必要です。
なお、重度障害者用意思伝達装置について、OSのみ変更（バージョンアップ）する場合は継続指定申請をしてください。
- ④ 継続指定申請をされたもののうち、審査の結果、当省において「身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能が、新規指定当時の申請内容と比較し、本質的な部分において差異がある」と判断される場合は、改めて新規指定申請を行っていただく場合もありますのでご了承ください。（協議の結果、引き続き継続指定となる場合もあります。）
- ⑤ 登記簿謄本の記載内容に変更がある場合は、登記簿謄本を郵送してください。

（４）指定解除申請

指定解除申請については、解除した時点で課税となります。

万が一、当該製品の流通がある場合、消費者・販売店（小売店）等に影響があるため、全国に流通が無いことを十分に確認してください。

【問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 障害者支援機器係
TEL 03-5253-1111（内線 3071, 3511）